

## 著作権許諾等に関するガイドライン

2011/06/02

第1条	本ガイドラインは、獨協大学情報学研究所（以下、本研究所）所長が著作権を有する著作物についての許諾等についてのルールをとりまとめることを目的とする。
第2条	第1条の著作物について、複製、翻訳・翻案、公衆送信・伝達を希望する者は、本研究所所長の許諾をあらかじめ得なければならない。
第3条	第1条の著作物についての許諾を申し込む者は、次の事項について本研究所所長（事務局宛）に申し出なければならない。
一	許諾を希望する者の氏名・所属・本研究所研究員としての地位の有無
二	連絡先住所・電話番号・メールアドレス
三	許諾を希望する著作物
四	著作物の用途・具体的な様態
五	著作物の使用の対象・人数（部数）・範囲
六	許諾を希望する目的
第4条	第3条の規定に関わらず、著作者自身による複製、翻訳・翻案、公衆送信・伝達については、本研究所所長は、著作者からの事前の申し出がない場合でも、無条件にこれを許諾する。
第5条	本研究所研究員による本会の事業・活動のための複製については、本研究所所長は、これを原則的に許諾する。
第6条	本研究所所長は、機関リポジトリに対し、第1条の著作物の最終稿（掲載物そのものではなく、掲載のために著作者が提出した元テキストを指す）の登録・公開を認めるものとする。
第7条	論文誌に掲載された著作物に関する著作権の許諾の判断は論文編集委員会が担当する。
2.	その他の著作権の許諾の判断は情報学研究所運営委員会が担当する。
附則	
1	この規定は2011年6月15日運営委員会において決定し、即日施行する。